

## 条例と他法令との関係について

客引き行為等については、風営適正化法等によって規制されている行為もある。

本条例の目的は、「全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資すること」であり、他法令と趣旨、目的、内容及び効果は異なるため、他法令と矛盾抵触を生じるものではない。

### <規制目的>

- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」  
⇒ 風俗営業の健全化に資することが目的
- ・ 「福岡県迷惑行為防止条例」  
⇒ 暴力的不良行為等の防止が目的
- ・ 「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」  
⇒ 公共の場所の安全かつ快適な通行、及び利用することができる環境の形成が目的

### ◇関連法令の規制範囲

※1 客待ち行為も含む

※2 勧誘待ち行為も含む

	市条例	風営適正化法		福岡県迷惑行為防止条例			
	客引き					勧誘	
	制限なし	日中	深夜 (0~6時)	執拗で ない場合 ※1	執拗な 場合 ※1	執拗で ない場合 ※2	執拗な 場合 ※2
居酒屋、 カラオケ 等	○		○		○		○
ガールズ バー等	○		○	○	○	○	○
スナック、 キャバクラ 等	○	○	○	○	○	○	○
性風俗関連	○	○	○	○	○	○	○

### 【罰則】

市条例・・・5万円以下の過料

県条例・・・6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金(行わせた場合は100万円以下)

風営法・・・6ヶ月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれを併科